

平成20年2月22日

情報通信審議会電気通信事業部会  
部会長 根岸 哲 殿

接 続 委 員 会  
主 査 東 海 幹 夫

報 告 書 ( 案 )

平成20年1月15日付け諮問第1201号をもって諮問された事案について、調査の結果、下記のとおり報告します。

記

- 1 本件、東日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可については、諮問のとおり認可することが適当と認められる。
- 2 なお、提出された意見及びそれに対する当委員会の考え方は、別添のとおりである。

東日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更案への意見及びそれに対する考え方(案)  
 (一般番号ポータビリティ申込受付システムにおける機能の追加)

意 見	考 え 方
意見1 今回の機能追加は申込受付の選択肢が増えることから望ましい。	考え方1
<p>本件は、一般番号ポータビリティに係る各申込受付について、現行のFAX運用を残しつつ、システム運用を可能とするための工事費及び手続費を設定するものであり、事業者の選択肢が増えることとなるため、望ましいと考えます。</p> <p>(KDDI)</p>	-
意見2 現行の「ルーティング番号登録工事等受付手続費」等を1件ごとの手続費に変更することは、負担額の予見性確保等の観点から望ましい。	考え方2
<p>現行の「ルーティング番号登録工事等受付手続費」「同一番号移転可否情報調査費(情報提供システムに係るもの)」が、1件ごとの手続費に変更されることは、負担額の予見性確保等の観点から、望ましいと考えます。</p> <p>(KDDI)</p>	-
意見3 工事費・手続費を算定する際の「作業時間」は、できる限り透明性のある方法により計測すべき。	考え方3
<p>NTT東・西殿が工事費・手続費を算定する際の「作業時間」については、できる限り透明性のある方法により計測されるべきです。具体的には、接続事業者にてその妥当性を判断する材料として、計測対象の作業者の習熟度、サンプル数等が開示されるべきであると考えます。</p> <p>(KDDI)</p>	<p>今回の工事費及び手続費の算定については、平成18年2月28日付け情報通信審議会答申(情審通第19号)における要望事項を踏まえ、平成18年7月に全支店調査により再計測されたルーティング番号登録工事費等の作業時間を用いて算定されたものであり、適当なものと認められる。</p> <p>また、当該作業時間については、既に平成18年度の本システムの工事費及び手続費から適用され、また、その他費用の算定根拠において作業時間を明らかにするとともに、NTT東日本開催の事業者説明会を実施する等、透明性の確保に努めている。</p> <p>なお、今後も同答申を踏まえ、作業時間等の見直しを実施する場合には、できる限り透明性に配慮しつつ、手続費等を見直すことが適当である。</p>